

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な事項 (備 考)
外科用 X 線撮影装置	栃木県大田原市中 田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2021年7月30日	株式会社西野医科 器械 栃木県下都賀郡壬 生町寿町5-14	38,962,000円	デモ機(新古品)の購入のため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当することから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規程により、随契契約とすること。	
ポータブルコンソール	栃木県大田原市中 田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2021年8月6日	栃木放射線株式会 社 栃木県宇都宮市戸 祭元町2-9	1,540,000円	予定価格が160万円を越えないことから、日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項の規定により、随契契約とすること。	
頭部固定器具	栃木県大田原市中 田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2021年8月23日	サンメディックス 株式会社 栃木県宇都宮市細 谷町388-1	2,145,000円	機器の故障により、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当することから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規程により、随契契約とすること。	
生物用光学顕微鏡	栃木県大田原市中 田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2021年9月29日	アズサイエンス株 式会社 栃木県宇都宮市平 出町385-15	1,573,000円	予定価格が160万円を越えないことから、日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項の規定により、随契契約とすること。	
超音波診断装置	栃木県大田原市中 田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2021年9月29日	株式会社西野医科 器械 栃木県下都賀郡壬 生町寿町5-14	3,113,000円	診療体制の急な変更に伴う機器整備を行うため、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当することから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規程により、随契契約とすること。	

移動型 X 線装置	栃木県大田原市中 田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2021年9月30日	富士フィルムヘル スケア株式会社 栃木県宇都宮市馬 場通り1-1-11	3,630,000円	契約業者は、当該機器の製造 販売元であるため、契約の性 質又は目的が競争を許さない 場合に該当することから、 日本赤十字社会計規則第36 条第3項の規程により、随意 契約にすること。
個人用 RO 水製造装 置	栃木県大田原市中 田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2021年10月1日	株式会社日成メデ ィカル 栃木県宇都宮市問 屋町3426-42	1,375,000円	予定価格が160万円を越えな いことから、日本赤十字社会 計規則施行細則第35条第2項 の規定により、随契契約とす ること。
ハイスピードドリ ルシステム	栃木県大田原市中 田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2021年12月2日	有限会社い己しや 丸富器械店 栃木県宇都宮市大 通り2-2-4	1,210,000円	機器の故障により、緊急の必 要により競争に付することが できない場合に該当すること から、日本赤十字社会計規則 第36条第4項の規程により、 随契契約とすること。
ディスクデュプリ ケーター	栃木県大田原市中 田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2021年12月3日	PSP 株式会社 栃木県宇都宮市小 幡1-1-27	1,210,000円	予定価格が160万円を越えな いことから、日本赤十字社会 計規則施行細則第35条第2項 の規定により、随契契約とす ること。
運動負荷心電図測 定装置	栃木県大田原市中 田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2021年12月24日	日本光電工業株式 会社 千葉県千葉市中央 区末広4-21-21	5,720,000円	契約業者は、当該機器の製造 販売元であることから、契約 の性質又は目的が競争を許さ ない場合に該当することから、 日本赤十字社会計規則 第36条第4項の規程により、 随契契約とすること。
検像システム	栃木県大田原市中 田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2022年1月19日	栃木放射線株式会 社 栃木県宇都宮市戸 祭元町2-9	5,720,000円	機器の故障により、緊急の必 要により競争に付することが できない場合に該当すること から、日本赤十字社会計規則 第36条第4項の規程によ

					り、随契契約とすること。	
ドリルシステムハンドピース	栃木県大田原市中田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2022年2月18日	株式会社西野医科器械 栃木県下都賀郡壬生町寿町5-14	1,135,750円	予定価格が160万円を越えないことから、日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項の規定により、随契契約とすること。	
大動脈内バルーンポンプ	栃木県大田原市中田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2022年2月28日	テスコ株式会社 福島県郡山市富田町字五輪下24-1	9,790,000円	診療体制の急な変更に伴う機器整備を行うため、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当することから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規程により、随契契約とすること。	
新生児聴覚スクリーニング装置	栃木県大田原市中田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2022年3月9日	日本光電工業株式会社 千葉県千葉市中央区末広4-21-21	2,618,000円	契約業者は、当該機器の製造販売元であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当することから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規程により、随契契約とすること。	
聴覚検査結果支援システム	栃木県大田原市中田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2022年3月17日	株式会社栗原医療器械店 栃木県宇都宮市岩曾町1307-3	1,794,650円	機器の故障により、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当することから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規程により、随契契約とすること。	
歯科診療ユニット	栃木県大田原市中田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2022年3月17日	ヘンリーシャシージャパンイースト株式会社 栃木県宇都宮市平出工業団地37番6	4,103,568円	機器の故障により、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当することから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規程により、随契契約とすること。	

生物用光学顕微鏡	栃木県大田原市中 田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2022年3月28日	アズサイエンス株 式会社 栃木県宇都宮市平 出町385-15	3,193,905円	診療体制の急な変更に伴う 機器整備を行うため、緊急の 必要により競争に付すること ができない場合に該当する ことから、日本赤十字社会 計規則第36条第4項の規程に より、随契契約とすること。
回診用 X 線撮影装 置	栃木県大田原市中 田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2022年3月29日	株式会社島津製作 所 京都府京都市中京 区西ノ京桑原町1番 地	3,630,000円	契約業者は、当該機器の製造 販売元であることから、契約 の性質又は目的が競争を許 さない場合に該当すること から、日本赤十字社会計規則 第36条第4項の規程により、 随契契約とすること。
レサシアンシュミ レーター	栃木県大田原市中 田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2022年3月29日	サンメディックス 株式会社 栃木県宇都宮市細 谷町388-1	2,600,000円	機器の故障により、緊急の必 要により競争に付すること ができない場合に該当する ことから、日本赤十字社会計 規則第36条第4項の規程によ り、随契契約とすること。
手術用顕微鏡	栃木県大田原市中 田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2022年3月29日	サンメディックス 株式会社 栃木県宇都宮市細 谷町388-1	46,000,000円	デモ機（新古品）の購入のため、 契約の性質又は目的が競争 を許さない場合に該当する ことから、日本赤十字社会 計規則第36条第4項の規程に より、随契契約とすること。
医用テレメーター	栃木県大田原市中 田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2022年3月30日	日本光電工業株式 会社 千葉県千葉市中央 区末広4-21-21	2,607,000円	契約業者は、当該機器の製造 販売元であるため、契約の性 質又は目的が競争を許さな い場合に該当することから、 日本赤十字社会計規則第36 条第3項の規程により、随意 契約にすること。

ベッドサイドモニター	栃木県大田原市中 田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2022年3月30日	日本光電工業株式会社 千葉県千葉市中央 区末広4-21-21	1,760,000円	契約業者は、当該機器の製造販売元であるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当することから、日本赤十字社会計規則第36条第3項の規程により、随意契約にすること。
一包化錠剤画像鑑査システム	栃木県大田原市中 田原1081番地4 那須赤十字病院 管財課	2022年3月31日	株式会社トーショー 栃木県宇都宮市城 南3-11-6	7,150,000円	契約業者は、当該機器の製造販売元であるため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当することから、日本赤十字社会計規則第36条第3項の規程により、随意契約にすること。

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。